

事 務 連 絡  
平成30年2月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部

国土交通省自動車局自動車情報課 OSS 班  
整備課検査班

#### 電子自賠責情報が正しく送信されない自動車について（続報）

平素、自動車行政にご理解・ご協力頂きまして誠にありがとうございます。

先般、「電子自賠責情報が正しく送信されない自動車について」(平成29年12月19日事務連絡)(参考)により、一部の自動車においては自動車の種別情報が正しく区分されずに電子自賠責情報が送信されていることをお知らせしたところです。

その後、一般財団法人自動車検査登録情報協会から、平成30年2月より電子自賠責情報の送信先を一部変更した旨の連絡があったため、代理保険契約を行っている協会及び各共済組合を含む関係各所に確認したところ、自動車の種別情報が先にお知らせした区分とは異なる区分(別添1)により電子自賠責情報が送信されていることが判明しました。

電子自賠責情報が登録情報処理機関に提供されていたとしても、軽自動車の一部の車種においては検査を申請する際に、軽自動車検査協会の窓口で電子自賠責情報を確認できない場合がありますので、貴会会員事業者にお知らせ頂きますようお願い致します。

各保険代理協会(組合)電子自賠責のシステム対応早見表 Ver2  
 ~ 車検時の電子自賠責情報利用状況 ~

保険代理協会・組合名(略称)	電子申請利用状況	電子化確認用目視表示	申請先	電子自賠として使用するにあたり注意が必要なもの		
				対象車両	詳細	
					今回新たに加入する自賠(新自賠)	過去に加入した自賠(旧自賠)
日本損害保険協会(損保協会) 全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済) e-JIBAI	対応	証明書下欄外に表示 (登録情報処理機関報告契約)	国土交通省	被牽引自動車	証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	すべて
			軽自動車検査協会	特種自動車	警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車	警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車
				被牽引自動車	証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る
全国自動車共済組合連合会(全自共) Web-JIBAI	対応	証明書下欄外に表示 (e-JIBAI準拠)	国土交通省	被牽引自動車	証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	すべて
			軽自動車検査協会	特種自動車	警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車	警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車
				被牽引自動車	すべて	すべて
全国共済農業協同組合連合会(JA共済) 代理店:共済代理店システム 窓口:契約管理システム	対応	証明書下欄外に表示 (e-JIBAI準拠)	国土交通省	被牽引自動車	証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	すべて
			軽自動車検査協会	特種自動車	警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車	警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車
				被牽引自動車	すべて	すべて
全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連) Web-JIBAI 全自共システムとは別  その他 Chubb損害保険株式会社 ザ・ニューインディア・アシュアランスカンパニー・リミテッド	非対応	-	-	-	-	-

:電子申請対応  
 :電子申請非対応

事 務 連 絡  
平成29年12月19日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部

国土交通省自動車局自動車情報課 OSS 班  
整備課検査班

#### 電子自賠責情報が正しく送信されない自動車について

平素、自動車行政にご理解・ご協力頂きまして誠にありがとうございます。

平成29年4月より検査申請書面である保安基準適合証等の電子化が開始されたところですが、この度、一部の自動車においては、電子自賠責に係る自動車の種別情報が区分されていないことが判明しました。

このため、電子的に自動車損害賠償責任保険等を締結した場合の電子情報(以下「電子自賠責情報」という。)が、登録情報処理機関から国又は軽自動車検査協会に正しく送信されてない車体の形状が確認されております。

具体的には別紙一覧表中、自動車の用途が特種となる5形状の自動車は、軽自動車を含む全ての自動車の電子自賠責情報を軽自動車検査協会の窓口では確認することが出来ません。また、自動車の用途が被牽引自動車となる3形状の自動車は、平成29年3月31日以前に締結した電子自賠責情報を国の窓口では確認することが出来ません。

このため、電子保安基準適合証により継続検査を申請する際には、窓口で電子自賠責情報を確認できない場合がありますので、貴会会員事業者にお知らせ頂きますようお願い致します。

別紙

自動車の用途	車体の形状	原因	現状の送信先	正しい送信先
特種	警察車	自賠償情報区分が「緊急自動車」となっており、自賠償の観点から登録車と軽自動車の区分がされないため全て登録車として送信されている。	国土交通省	登録車においては国土交通省 軽自動車においては軽自動車検査協会
	消防車			
	救急車			
	霊柩車	自賠償情報区分に登録車と軽自動車の区別がされないため全て登録車として送信されている。		
	教習車			

	車体の形状	原因	現状の送信先	正しい送信先
被牽引車	トレーラ	継続OSSの開始(平成29年4月1日)に伴い、自賠償情報区分が整備された。平成29年3月31日以前は自賠償情報区分が登録車と軽自動車の区別がされていないため全て軽自動車として送信されている。	軽自動車検査協会	登録車においては国土交通省 軽自動車においては軽自動車検査協会
	フルトレーラ			
	セミトレーラ			

番号 06133

# 自動車検査証

平成 29年 12月 4日

軽自動車検査協

車 台 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 別	用 途	自 動 車 の 種 別	車 体 の 種 別	
千葉 888 あ 4249	平成 29年 12月 4日	平成 29年 12月	軽自動車	特種	自家用	警察車 [522]	
車 台 番 号	乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 内 重 量	車 間 総 重 量	長	幅	高
J111G-000001	4人	-kg	990kg	1210kg	339cm	147cm	169cm
車 名	型 式	原 動 機 の 型 式	燃 料 の 種 類	燃 料 容 積	排 気 量	最 大 積 載 量	車 体 区 分 番 号
ダイハツ [15]	ABA-J111G	EF	ガソリン	0.65L	560cc	430kg	
使用 者	氏 名 又 は 名 称	〇〇警察署					
	住 所	千葉県千葉市中央区旭町					
所 有 者	氏 名 又 は 名 称	使用者に同じ					
	住 所	使用者住所に同じ					
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ					
有効期間の満了する日		<small>           国 号 【千葉】 新規検査 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB マフラー加速騒音規制適用車**            【型式・類別】 15367-0001*            【自動車重量税額】 ¥6,000*            この自動車は、使用者の事象により特種用途に該当**         </small>					
平成 31年 12月 3日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

軽自動車であって形状が次に掲げる自動車を対象  
警察車、救急車、消防車、霊柩車、教習車

OCR01-6889



番号 00001 A

平成 29年 12月 15日

東京運輸支局長



# 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
品川 100 う 6		平成 29年 12月 15日	平成 29年 12月	普通	貨物	事業用	セミトレーラ [034]			
車名				乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
トレーラモーター			[197]	-人	21000kg		6650kg	27650kg		
車台番号				長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	前軸重	後軸重
11269528				1000mm	249mm	304mm	1750kg	-kg	2450kg	2450kg
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号		
PFB24101		-		cm <sup>3</sup>	-					
所有者の氏名又は名称	自動車局 整備課									
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-									
使用者の氏名又は名称	***									
使用者の住所	***									
使用の本拠の位置	***									
有効期間の満了する日	平成 29年 12月 15日									
備考	被牽引車(軽自動車を除く)が対象 2. 「原動機の型式」が「-」となっているもの。									

被牽引車(軽自動車を除く)が対象  
1. 「車体の形状」が「セミトレーラ、フルトレーラ、トレーラ」となっているもの。

被牽引車(軽自動車を除く)が対象  
2. 「原動機の型式」が「-」となっているもの。

研

修



証明書番号 第 1-11111111-1 号


平成28年 8月 5日

練習用

自動車損害賠償責任共済証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

北海道自動車共済協同組合

登録番号 (車両番号) (標識番号)	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3	自動車の種別	自乗用
車台番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3		XXXX
共済期間	自 平成28年 8月 5日 12ヶ月間 至 平成29年 8月 5日 午前12時	使用の 本拠の 所在地	札幌 XXXX
共済契約者の住所	NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2	共済掛金	¥ 999, 999
	氏名	NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 NNNNN NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2	共済掛金収納済印
異動事項			
組合名 支部名 所在地	北海道自動車共済協同組合 札幌支部 NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 NNNNN	撥者印	NNNNNNNNN1 NNNNNNNN NN2 NNNNN 33333333



証明書番号	第 1-11111111-1 号	自動車損害賠償責任共済 共済掛金領収証	
登録番号 (車両番号) (標識番号)	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3	共済掛金	¥ 999, 999
車台番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3	組合名 支部名 所在地	北海道自動車共済協同組合 NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 NNNNN XXXXXXXXXXXXXXXXXX
共済期間	自 平成28年 8月 5日 999999間 至 平成29年 8月 5日 午前12時		

平成28年8月5日

契約者 NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2  
NNNNNNNNN1 NNNNNNNN2 様

上記共済掛金正に領収いたしました。

北海道自動車共済協同組合

撥者印

※内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。  
※この証明書に共済掛金収納済印のないものは無効です。